議案第38号

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年９月14日提出

南風原町長　城　間　俊　安

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年号外法律第65号）及び別表第一の事務の内容を詳細に明記するにあたり、南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第５条第１項中「第９号」を「第10号」に改める。

別表第１中「南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱（平成19年南風原町要綱第38号）に関する事務」を「母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務（南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱（平成19年南風原町要綱第38号）に関する事務をいう。）」に、「南風原町保育の利用等に関する条例施行規則（平成27年南風原町規則第９号）に関する事務」を「南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第〇号）に関する事務」に、「南風原町国民健康保険税減免要綱（平成20年南風原町要綱第14号）による保険税の減免に関する事務」を「南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）第22条の規定による国民健康保険税を減免する事務（南風原町国民健康保険税減免要綱（平成20年南風原町要綱第14号）による保険税の減免に関する事務をいう。）」に、「南風原町高額療養費貸付要綱（昭和51年南風原村告示第６号）に関する事務」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により国民健康保険に加入し、また、医療費の支払に困難な家庭に対し必要な額を貸付ける事務（南風原町高額療養費貸付要綱（昭和51年南風原村告示第６号）に関する事務をいう。）」に、「南風原町健康診査事業実施規則（平成14年南風原町規則第25号）に関する事務」を「健康増進法（平成14年法律第103号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく健康診査及びその他の本町が実施する健康診査に要する費用の一部負担に関する事務（南風原町健康診査事業実施規則（平成14年南風原町規則第25号）に関する事務をいう。）」に、「後期高齢者の健康診査に対する補助金交付要綱（平成20年南風原町要綱第７号）にに関する事務」を「後期高齢者医療の被保険者に対し集団健診及び個別健診の費用の一部を補助する事務（後期高齢者の健康診査に対する補助金交付要綱（平成20年南風原町要綱第７号）に関する事務をいう。）」に、「

９　町長	南風原町地域生活支援事業実施要綱（平成19年南風原町要綱第40号）に関する事務

」を「

9　町長	障がい者等に対し日常生活用具を給付又は貸与する事務（南風原町障がい者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成19年南風原町要綱第41号）に関する事務をいう。）
10　町長	障がい者等の日中における活動の場を確保し障がい者等の家族の一時的な就労支援と障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援する事務（南風原町日中一時支援事業実施要綱（平成19年南風原町要綱第32号）に関する事務をいう。）
11　町長	障がい者等に対し自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事務（南風原町身体障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱（平成21年南風原町要綱第13号）に関する事務をいう。）

」に、「10　町長」を「12　町長」に、「南風原町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成26年南風原町要綱第８号）に関する事務」を「在宅の小児慢性特定疾患児に対し日常生活に必要な用具を給付する事務（南風原町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成26年南風原町要綱第８号）に関する事務をいう。）」に、「11　教育委員会」を「13　教育委員会」に、「南風原町就学援助規則（平成19年南風原町教育委員会規則第１号）に関する事務」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を行う事務（南風原町就学援助規則（平成19年南風原町教育委員会規則第１号）に関する事務をいう。）」に、「12　教育委員会」を「14　教育委員会」に、「13　教育委員会」を「15　教育委員会」に、「南風原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成５年南風原町教育委員会告示第４号）に関する事務」を「私立幼稚園（知事の認可を受けて設置された私立の幼稚園をいう。）設置者が入園料及び保育料の減免をする場合に本町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金を交付する事務（南風原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成５年南風原町教育委員会告示第４号）に関する事務をいう。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第１条第５号に掲げる

規定が施行されるまでの間においては、第１条第１項及び第５条第１項中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第９号」とする。